

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 岡谷電機産業株式会社
代表者名 取締役社長 山岸 久芳
(コード番号 6926 東証第 1 部)
問い合わせ先
取締役執行役員 吉野 卓
管理全般統括
(TEL 03-4544-7000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 92 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当法定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 28 条（社外取締役の責任免除）及び第 37 条（社外監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 28 条及び第 37 条の規定を改正するものであります。

なお、定款第 28 条の改正に関しましては、監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行	変更案
(社外取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条 第 1 項の規定により、社外取 締役との間に、同法第 423 条 第 1 項の損害賠償責任を限	(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条 第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等である</u> <u>ものを除く。)</u> との間に、同

<p>定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 6 月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成27年 6 月25日 (予定)

以 上